

## 入札公告、入札説明書及び競争参加者の資格に関する公示の変更について

入札公告、入札説明書及び競争参加者の資格に関する公示を次のとおり変更します。

令和5年5月16日

支出負担行為担当官

沖縄防衛局長 小野 功雄

- 1 公告日 令和5年4月28日
- 2 件名 シュワブ（R5）磁気探査業務
- 3 訂正内容  
本件の記載を以下のとおり変更する。

### 1. 入札公告2（2）

「防衛省における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、単体及び共同体の代表者は、測量・建設コンサルタント等業務の「測量又は地質調査」に係る一般競争（指名競争）参加資格で「A」の格付を受け、共同体の代表者以外の構成員は、測量・建設コンサルタント等業務の「測量又は地質調査」に係る一般競争（指名競争）参加資格で「B以上」の格付を受けていること。また、沖縄防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）」を「防衛省における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、単体及び共同体の代表者は、測量・建設コンサルタント等業務の「測量、地質調査又はコンサルタント（環境等）」に係る一般競争（指名競争）参加資格で「A」の格付を受け、共同体の代表者以外の構成員は、測量・建設コンサルタント等業務の「測量、地質調査又はコンサルタント（環境等）」に係る一般競争（指名競争）参加資格で「B以上」の格付を受けていること。また、沖縄防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）」に変更する。

### 2. 入札公告4（2）ア

「交付期間令和5年4月28日から令和5年7月4日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後6時まで。ただし、最終日は正午まで。」を「交付期間令和5年4月28日から令和5年7月19日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。）の毎日、午

前9時から午後6時まで。ただし、最終日は正午まで。」に変更する。

3. 入札公告4(3)ア

「提出期限令和5年5月17日正午」を「提出期限令和5年5月31日正午」に変更する。

4. 入札公告4(4)ア

「受領期限令和5年6月26日正午」を「提出期限令和5年7月10日正午」に変更する。

5. 入札公告4(4)イ

「提出方法電子入札システムにより提出する。ただし、紙入札方式による場合は、(1)に持参または、郵送等による。ただし、郵送等による場合は令和5年6月26日正午必着。」を「提出方法電子入札システムにより提出する。ただし、紙入札方式による場合は、(1)に持参または、郵送等による。ただし、郵送等による場合は令和5年7月10日正午必着。」に変更する。

6. 入札公告4(5)ア

「日時令和5年7月5日午後1時30分」を「日時令和5年7月20日午後2時30分」に変更する。

7. 入札説明書4(2)

「防衛省における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、単体及び共同体の代表者は、測量・建設コンサルタント等業務の「測量又は地質調査」に係る一般競争（指名競争）参加資格で「A」の格付を受け、共同体の代表者以外の構成員は、測量・建設コンサルタント等業務の「測量又は地質調査」に係る一般競争（指名競争）参加資格で「B以上」の格付を受けていること。また、沖縄防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）」を「防衛省における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、単体及び共同体の代表者は、測量・建設コンサルタント等業務の「測量、地質調査又はコンサルタント（環境等）」に係る一般競争（指名競争）参加資格で「A」の格付を受け、共同体の代表者以外の構成員は、測量・建設コンサルタント等業務の「測量、地質調査又はコンサルタント（環境等）」に係る一般競争（指名競争）参加資格で「B以上」の格付を受けていること。また、沖縄防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）」に変更する。

8. 入札説明書7(1)ア(ア)

「提出期間令和5年4月28日から令和5年5月17日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除

く。)の毎日、午前9時から午後6時まで。ただし、最終日は正午まで。」を「提出期間令和5年4月28日から令和5年5月31日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後6時まで。ただし、最終日は正午まで。」に変更する。

#### 9. 入札説明書7（1）イ（ア）

「提出期間令和5年4月28日から令和5年5月17日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後6時まで（正午から午後1時までの間を除く。）。ただし、最終日は正午まで。」を「提出期間令和5年4月28日から令和5年5月31日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後6時まで（正午から午後1時までの間を除く。）。ただし、最終日は正午まで。」に変更する。

#### 10. 入札説明書7（4）

「競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、その結果は電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は、申請時に提出された返信用封筒により、令和5年6月6日までに通知する。」を「競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、その結果は電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は、申請時に提出された返信用封筒により、令和5年6月20日までに通知する。」に変更する。

#### 11. 入札説明書8（1）イ（ア）

「上記7（4）の通知の日から令和5年6月13日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後6時まで。ただし、最終日は午後5時まで。」を「上記7（4）の通知の日から令和5年6月27日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後6時まで。ただし、最終日は午後5時まで。」に変更する。

#### 12. 入札説明書8（1）イ（イ）

「上記7（4）の通知の日から令和5年6月13日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）。」を「上記7（4）の通知の日から令和5年6月27日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）。」に変更する。

#### 13. 入札説明書9（1）イ（ア）

「令和5年4月28日から令和5年6月14日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後6時まで。ただし、最終日は午後5時まで。」を「令和5年4月28日から令和5年6月28日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後6時まで。ただし、最終日は午後5時まで。」に変更する。

#### 14. 入札説明書9（1）イ（イ）

「令和5年4月28日から令和5年6月14日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）。郵送等による場合は令和5年6月14日午後5時必着。」を「令和5年4月28日から令和5年6月28日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）。郵送等による場合は令和5年6月28日午後5時必着。」に変更する。

#### 15. 入札説明書9(2)

「(1)の質問に対する回答書は、電子入札システムにより回答するので確認するものとする。また、紙入札方式による場合は、令和5年6月19日から令和5年6月26日まで(行政機関の休日を除く。)の毎日、午前9時から午後5時まで、上記6において閲覧に供する。」を「(1)の質問に対する回答書は、電子入札システムにより回答するので確認するものとする。また、紙入札方式による場合は、令和5年7月3日から令和5年7月10日まで(行政機関の休日を除く。)の毎日、午前9時から午後5時まで、上記6において閲覧に供する。」に変更する。

#### 16. 入札説明書12(1)ア

「・提出期間令和5年6月22日から令和5年6月26日まで(行政機関の休日を除く。)の毎日、午前9時から午後6時まで。ただし、最終日は正午までとする。」を「・提出期間令和5年7月6日から令和5年7月10日まで(行政機関の休日を除く。)の毎日、午前9時から午後6時まで。ただし、最終日は正午までとする。」に変更する。

#### 17. 入札説明書12(1)イ(ア)

「提出期間令和5年6月22日から令和5年6月26日まで(行政機関の休日を除く。)の毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、最終日は正午までとする。」を「提出期間令和5年7月6日から令和5年7月10日まで(行政機関の休日を除く。)の毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、最終日は正午までとする。」に変更する。

#### 18. 入札説明書12(1)イ(ウ)

「提出方法入札書及び業務費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を記載し「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを1つの別の封筒に入れて封かんし、封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を記載の上持参または、郵送等により提出する。ただし、郵送等による場合は令和5年6月26日正午必着。」を「提出方法入札書及び業務費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を記載し「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを1つの別の封筒に入れて封かんし、封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を記載の上持参または、郵送等により提出する。ただし、郵送等による場合は令和5年7月10日正午必着。」に変更する。

#### 19. 入札説明書15(1)ア

「日時令和5年7月5日午後1時30分」を「日時令和5年7月20日午後2時30分」に変更する。

#### 20. 入札説明書25(13)イ

「防衛省における防衛省競争参加資格のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「測量又は地質調査」にかかる一般競争参加資格で「A」の格付を受け、沖縄防衛局に競争参加を希望していること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)

に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）」を「防衛省における防衛省競争参加資格のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「測量、地質調査又はコンサルタント（環境等）」にかかる一般競争参加資格で「A」の格付を受け、沖縄防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）」に変更する。

## 2 1. 競争参加者の資格に関する公示2

「令和5年4月28日から令和5年5月17日までの行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。最終日は正午まで。なお、令和5年5月18日以降、当該業務に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。」を「令和5年4月28日から令和5年5月31日までの行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。最終日は正午まで。なお、令和5年6月1日以降、当該業務に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。」に変更する。

## 2 2. 競争参加者の資格に関する公示4（1）イ

「防衛省における令和5・令和6年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、共同体の代表者及び代表者以外の構成員は、測量・建設コンサルタント等業務の「測量又は地質調査」に係る級別の格付を受けた者による組合せとする。ただし、それぞれが単体として沖縄防衛局に競争参加を希望していること。」を「防衛省における令和5・令和6年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、共同体の代表者及び代表者以外の構成員は、測量・建設コンサルタント等業務の「測量、地質調査又はコンサルタント（環境等）」に係る級別の格付を受けた者による組合せとする。ただし、それぞれが単体として沖縄防衛局に競争参加を希望していること。」に変更する。

## 2 3. 競争参加者の資格に関する公示4（1）オ

「共同体の代表者は、防衛省競争参加資格において、「測量又は地質調査」に係る級別の格付「A」を受けた者。代表者以外の構成員は、防衛省競争参加資格において、「測量又は地質調査」のいずれかに係る級別の格付「B以上」を受けた者。」を「共同体の代表者は、防衛省競争参加資格において、「測量、地質調査又はコンサルタント（環境等）」に係る級別の格付「A」を受けた者。代表者以外の構成員は、防衛省競争参加資格において、「測量、地質調査又はコンサルタント（環境等）」のいずれかに係る級別の格付「B以上」を受けた者。」に変更する。

以 上